（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（再講習） **第九条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の期間内に再講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に再講習を受けなければならない。	（再講習） **第九条**　［略］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第四条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（保安係員等の講習） **第二十七条**　［略］ 2・3　［略］ 4　前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。	（保安係員等の講習） **第二十七条**　［略］ 2・3　［略］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務主任者の講習） **第二十三条**　［略］ 2・3　［略］	（業務主任者の講習） **第二十三条**　［略］ 2・3　［略］

4　前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせなければならない。

（充てんを行う者の講習）

第七十四条　［略］

2・3　［略］

4　前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前二項の期間内に再講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に再講習を受けなければならない。

（液化石油ガス設備士の講習）

第百九条　［略］

2　［略］

3　前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前二項の期間内に講習を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部改正）

第六条　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（中小企業診断士の登録の条件等） **第一条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に登録の申請をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に登録の申請をすることとする。 **第二条**　［略］ 2　前項第一号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同号の期間内	（中小企業診断士の登録の条件等） **第一条**　［略］ ［新設］ **第二条**　［略］ ［新設］

（充てんを行う者の講習）

第七十四条　［略］

2・3　［略］

［新設］

（液化石油ガス設備士の講習）

第百九条　［略］

2　［略］

［新設］